



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 人事委員会規則

- \*25 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
  - \*26 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*27 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
  - \*28 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ### ○ 教育委員会規則
- \*14 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*15 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
  - \*16 最高号級を超える給料月額を受けていた市町村立学校職員の給料の切替えに関する規則
  - \*17 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
  - \*18 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*19 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
  - \*20 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第25号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、有功ヶ丘学園」を削る。

第5条中「、有功ヶ丘学園」を削り、「子ども保健福祉相談センター」を「難病・子ども保健相談支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第26号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

区分	職	部長又は 部長相当職		次長又は 次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は 課長補佐相当職		
		25	20	18	16	16	15	12	12	10	
知事	本庁	理事 知事公室 危機管理 監部長	参事 審議 技監	知事 室次長 局長 審議 室長 考査 監副 出納 長参 事(本 庁の 局長 と同 等の 職務 を行 う者 に限 る。)	参事	課長 企画員 (総務学 事課に 置き、 本庁 の課長 と同等 の職務 を行う 者に 限る。)	旅券事務 長 企画員	室長 副課長 副室長 総括審 議員幹 事 企画員 分室長 総括検 査員	副課長 副室長 課長補 佐(総 務学 事課に 置くも のに限 る。)		
地方 機関	共通							企画員 総括専門 員 総括研究 員 主 教 授			
	振興局		局長	局長	参事		室長 部参事 海南工 事事務 所長 ダム管 理事務 所長 紀の川 流域下 水道事 務所長 京奈和 高速事 務所長 国道橋 本建設 事務所 所長 近畿自 動車道 紀南高 速事務 所長	副室長 副部長 環境指 導員 海南工 事事務 所次長 国道橋 本建設 事務所 次長 近畿自 動車道 紀南高 速事務 所次長 切目川 ダム建 設事務 所長 切目川 ダム建 設事務 所次長	海南工 事事務 所次長		
	東京事務所		所長		次長 企業誘 致統 括監						
	文書館				館長			次長			
	県税事務所				所長		企画員	次長			
	消防学校				校長			教頭			
	防災航空センター						所長				
	環境衛生研究センター				所長		企画員	次部長			
	鳥獣保護センター						所長				
	動物愛護センター						所長				
	消費生活センター						所長	次長			

男女共生社会推進センター				所 長	次 長		
紀南児童相談所					所 長	分 室 長	
仙溪学園					園 長	次 長	
女性相談所					所 長		
子ども・障害者相談センター				所 長		次 長	
精神保健福祉センター							所 長
保 健 所					所 長	次 長	支 所 長 支 所 次 長
高等看護学院				学 院 長	副 学 院 長 事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校					学 校 長		
こころの医療センター				院 長 事 務 局 長		副 院 長 事 務 局 次 長 診 療 部 長 看 護 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター					所 長		
公営競技事務所					所 長	次 長	
工業技術センター				所 長	副 所 長	副 所 長	部 長
高等技術専門校				校 長	校 長	副 校 長	
農林水産総合技術センター				所 長	所 場 長 企 画 員	次 場 長 部 長	
農業大学校					校 長	副 校 長	
就農支援センター					所 長		
ふるさと定住センター					所 長		
農作物病害虫防除所						所 長	
家畜保健衛生所					所 長		
南紀白浜空港管理事務所					所 長	次 長	
和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長	
県 議 会				事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長	副 課 長 総 括 調 査 員

教育委員会	本庁		参事	局長	参事	課長 教育企画 教育企画 員室長	教育企画 員	室長 副室長 副主幹 教育企画 員 総括人事 主 事 専 門 員	副課長 副室長		
	地方機関	教育センター 一学びの丘				所長			副所長 教育相談 室 主 幹		
		体育館						館長			
		武道館						館長			
		図書館				館長			副館長 紀南図書館 長 総括司書 センター 主 幹		
		近代美術館				館長			副館長		
		博物館						館長	副館長 主 幹		
		紀伊風土記 の丘						館長	副館長		
		自然博物館				館長			副館長 主 専 門 員		
		県立学校							事務長		事務長
警察	本部					課長 科学捜査 研究所長 監察官	室長 照会セン ター長 交通管制 センター 長 運転免許 試験場長	次副所長 席長			
選管理委員会	本庁					事務局長		事務局次長			
	地方機関	分局					分局長				
監査委員			事務局長			課長		副課長 総括調査員			
人事委員会			事務局長			課長		副課長			
労働委員会			事務局長			課長		副課長			
海区漁業調整委員会									事務局長		

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第13号スを次のように定める。

ス 最高号給を超える給料月額を受けていた職員の給料の切替えに関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第10号）

第2条第1項第13号チを次のように定める。

チ 最高号給を超える給料月額を受けていた教育職員の給料の切替えに関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第11号）

第2条第1項第13号ナを次のように定める。

ナ 最高号給を超える給料月額を受けていた警察官の給料の切替えに関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第12号）

第2条第1項第13号ヒを次のように定める。

ヒ 一般職の任期付職員等の給料月額の切替えに関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第13号）

第2条第1項第13号マからメまでを次のように定める。

マ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）

ミ 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）

ム 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）

メ 職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第30号）

第2条第1項第13号モを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規

則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部を次のように改める。

知事 部局	本	庁	理事 知事公室長 危機管理監 部長 参事 審議監 技監 知事公室次長 局長 考査監 副出納長 課長 (人事、労務を担当する課長相当職を含む。) 室長 (人事、労務を担当する者に限る。) 副課長 副室長 (人事、労務を担当する者に限る。) 総括審議員 旅券事務長 分室長 改革推進員 考査員 課長補佐、班長、主任及び主査 (秘書課、人事課 (人材育成班を除く。)) 及び行政経営改革室に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)) 又は行政経営改革室において人事若しくは給与の企画又は考査に関する事務を行う者に限る。)	
	地方 機関	振 興	局	局長 室長 部長 副室長 副部長 参事 副参事 企画員 (人事、労務を担当する者に限る。) 主幹 (人事、労務について部長を補佐する者に限る。) 海南工事事務所 長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所 長 紀の川流域下水道事務所 長 紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所 長 京奈和高速事務所次長 国道橋本建設事務所 長 国道橋本建設事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所 長 近畿自動車道紀南高速事務所次長
		東 京 事 務 所		所長 次長
		文 書 館		館長 次長
		県 税 事 務 所		所長 次長
		消 防 学 校		校長 教頭
		防 災 航 空 セ ン タ ー		所長
		環 境 衛 生 研 究 セ ン タ ー		所長 次長 部長
鳥 獣 保 護 セ ン タ ー		所長		

動物愛護センター	所長
交通事故相談所	所長
消費生活センター	所長 次長
男女共生社会推進センター	所長 次長
紀南児童相談所	所長 分室長
仙 溪 学 園	園長 次長
女 性 相 談 所	所長
女性保護施設なぐさホーム	所長
子ども・障害者相談センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長
保 健 所	所長 支所長 次長 支所次長
高 等 看 護 学 院	学院長 副学院長 事務長
な ぎ 看 護 学 校	学校長 副学校長
こころの医療センター	院長 副院長 部長 医長 (精神科に置くものに限る。) 事務局長 事務局次長
難病・子ども保健相談支援センター	所長
公 営 競 技 事 務 所	所長 次長
工 業 技 術 セ ン タ ー	所長 副所長 部長
工業用水道管理センター	所長
高 等 技 術 専 門 校	校長 副校長

農林水産総合技術センター	所長 場長 次長、副場長及び副所長 (人事、労務について所長又は場長を補佐する者に限る。)
農業大学校	校長 副校長
就農支援センター	所長
ふるさと定住センター	所長
農作物病虫害防除所	所長
家畜保健衛生所	所長 次長
南紀白浜空港管理事務所	所長 次長
和歌山下津港湾事務所	所長 次長



附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第14号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削り、第5条の3を第5条の2とする。

第5条の4中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の3に次の1項を加える。

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する

別表第1 調整基本額表（第5条の3関係）

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,800円
4 級	12,800円

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(給料の調整額に関する経過措置)
- 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。「以下「給与条例」という。）第12条の2の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）第5条の3の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定

条例（平成18年和歌山県条例第45号）附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額の100分の8」とあるのは「給料月額と市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）附則第8項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額の100分の8」とする。

第8条の2の見出しを削り、同条第1項及び第2項中「調整手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第8条の2 条例第16条の2第1項の教育委員会規則で定める地域及び教育委員会規則で定める公署は、国家公務員の地域手当の支給地域及び支給官署の例による。

2 条例第16条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

第8条の3を第8条の4とする。

第8条の4中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条を第8条の5とする。

別表第1を次のように改める。

められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

- 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。  
(1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給与条例別表第1から別表第3までの給料表(以下「市町村立学校職員給与条例給料表」という。)の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号。以下「改正給与条例」という。)の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第5条の4の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第5条の4の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第17号。以下「経過措置規則」という。)第2条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、教育委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 経過措置規則第2条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

(4) 施行日以後に市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(地域手当に関する経過措置)

4 改正給与条例附則第12項の表に規定する教育委員会規則で定める割合は、国家公務員の地域手当の支給割合の例に

よる。ただし、和歌山県橋本市の同表第16条の2第2項第6号の項に規定する教育委員会規則で定める割合は、100分の1.5とする。

(その他経過措置)

5 前3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

#### 和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「昇給期間の短縮(第25条-第27条)」を「給料表の適用を異にする異動(第24条の2-第27条)」に改める。

第1条中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第10条を次のように改める。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

(2) 第24条の3第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

第4章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第12条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に、「第23条第1項第1号から3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第24条第1項第1号若しくは第2号」を「第23条第1項又は第24条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第14条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第15条見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号給」に改め、「これを切り捨てた数」の次に「に4（新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「（教育委員会の定める者においては、当該号給の数に3を超えない範囲内で教育委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項ただし書を削る。

第16条の見出し、第17条（見出しを含む。）、第18条（見出しを含む。）及び第19条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項から第4項までを次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、教育委員会が人事委員会と協議して定める号給とする。

第23条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

第24条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第24条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第24条第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第6章及び第7章を次のように改める。

#### 第6章 給料表の適用を異にする異動

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第24条の2 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動

させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第24条の3 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者においては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者 あらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第23条及び第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第25条から第27条まで 削除

#### 第7章 昇給

（昇給日）

第28条 給与条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日は、第35条又は第36条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

第29条 削除

（勤務成績の証明）

第30条 給与条例第12条第1項の規定による昇給（第35条又は第36条に定めるところにより行うものを除く。第33条及び第34条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者

の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

### 第31条 削除

(給与条例第12条第2項の教育委員会規則で定める職員)

### 第32条 給与条例第12条第2項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (2) 高等学校教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

### 第33条 小学校、中学校等教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を給与条例第12条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて教育委員会が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をBに決定された特定職員は、昇給しない。

### 2 特定職員の昇給区分は、第30条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

### 3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D
- (2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

### 4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定するこ

とが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

### 5 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項又は第38条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める特定職員にあっては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

### 6 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

### 第34条 特定職員以外の職員を給与条例第12条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、教育委員会が別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

### 第35条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第12条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったこと又は天災等に際し危険を顧みず身を挺して職責を尽くし、公務のため顕著な功労があったことにより表彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日(特別の場合の昇給)

### 第36条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態

となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て、教育委員会の定める日に、給与条例第12条第5項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第37条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第38条 (見出しを含む。) 中「給料月額」を「号給」に、「第23条第5項」を「第23条第3項又は第24条の3第2項」に改める。

第39条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の給与条例第12条第5項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日以後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第40条 (見出しを含む。) 中「給料月額」を「号給」に改める。

第41条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第42条中「若しくは第39条第3項」を「、第24条の3第1項第2号若しくは第39条第2項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

1級4号給
1級2号給

1級11号給
1級1号給

に改める。別表第6のウの表中

2級3号給
1級4号給

を

2級5
1級11

号給
号給

に改める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第6のアの表中

2級12号給
2級9号給
2級6号給
2級2号給
1級8号給
1級4号給
1級2号給

を

2級41号給
2級29号給
2級17号給
2級3号給
1級25号給
1級11号給
1級1号給

に

改め、表第6のイの表中

2級9号給
2級6号給
2級3号給
1級4号給
1級8号給

を

2級29号給
2級17号給
2級5号給
1級11号給
1級25号給

## 別表第7 昇格時号給対応表 (第23条関係)

## ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1

24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1

51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21



78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	

105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	

132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

## イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1

25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11

52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	

79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	

106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	



133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

## 別表第8 削除

別表第9の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(改正条例附則第12項の教育委員会で定める号給)
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第12項に規定する教育委員会規則で定める号給は教育委員会が人事委員会の承認を得て定める号給とする。  
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「新規則」という。)第23条又は第24条の規定を適用する。  
(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)
- 4 平成19年1月1日までの間における市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第5項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第24条の3第2項若しくは第38条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第24条の3第2項若しくは第38条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。  
(市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成8年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。  
附則別表第1から附則別表第3までを削る。  
(市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 6 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

る規則の一部を改正する規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 和歌山県教育委員会規則第16号

最高号給を超える給料月額を受けていた市町村立学校職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

最高号給を超える給料月額を受けていた市町村立学校職員の給料の切替えに関する規則

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第3号に規定する平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)別表第1から別表第3までに掲げる給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあっては、教育委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

別表

ア 小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月以上	6 月以上	9 月以上	12 月以上
	旧給料月額	3 月未満	6 月未満	9 月未満	12 月未満	
2 級	円 440,141	141	142	143	144	145
	442,524	145	146	147	148	149

イ 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月以上	6 月以上	9 月以上	12 月以上
	旧給料月額	3 月未満	6 月未満	9 月未満	12 月未満	
2 級	円 453,847	129	130	131	132	133
	456,628	133	134	135	136	137

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第39号）は、廃止する。

## 和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

（改正条例附則第8項の教育委員会規則で定める職員）

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号。以下「改正条例」という。）附則第8項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）以降に基準級（切替日の前日においてその者が属していた職務の級）より下位の職務の級に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をした職員
- (2) 切替日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号。以下「初任給改正規則」という。）第39条、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号。以下「平成18年改正育児休業条例」という。）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第6条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第18号。以下「平成18年改正公益法人派遣条例」という。）による改正後の公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人派遣条例」という。）第6条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。）をされたもの
  - ア 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間をいう。）
  - イ 専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた期間をいう。）
  - ウ 大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により修学休業をして

いた期間をいう。）

- エ 介護休暇期間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」をいう。）第15条の規定により介護休暇の承認を受けていた期間をいう。）
- オ 育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
- カ 派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第14号）による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定又は改正前の公益法人派遣条例第2条第3項の規定により派遣されていた期間をいう。）
- (3) 切替日以降に再任用職員異動（地公法第28条の4第1項又は同法第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。）をした職員
- (4) 切替日以降に教育委員会の承認を得てその号給を決定された職員（教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第2条 切替日の前日から引き続き市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）別表第1から別表第3までの給料表（以下「市町村立学校職員給与条例給料表」という。）の適用を受ける職員で、改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合においては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。）第24条の2及び第24条の3の規定の例により同日において受けることとみなされる給料月額に相当する額

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 (第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合 (切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合) に初任給改正規則による改正前の初任給規則 (以下「改正前初任給規則」という。) 第24条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 (第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前初任給規則第39条、平成18年改正育児休業条例による改正前の育児休業条例第6条又は平成18年改正育児休業条例による改正前の公益法人派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正条例による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。) 別表第1から第3の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額 (当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(5) 教育委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は教育委員会の定めるこれに準ずる場合 教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用をうける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第3条 切替日以降に新たに市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けることとなった職員で、改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員のうち、切替日以降に職員以外の地方公務員、国家公務員、公益法人派遣条例第12条第1項に規定する退職派遣者その他教育委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流により引き続き新たに市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受ける職員 (以下「人事交流等職員」という。当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。) であつて、その者

の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額 (教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める額) に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き市町村立学校職員給与条例給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第4条 改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 和歌山県教育委員会規則第18号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときはその者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、再任用職員」を「その者が再任用職員」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		5,000 円	5,400 円	10,700 円	17,100 円
2	5,000	5,400	10,700	17,100	
3	5,000	5,400	10,700	17,100	
4	5,000	5,400	10,700	17,100	
5	5,200	5,700	11,100	17,500	
6	5,200	5,700	11,100	17,500	
7	5,200	5,700	11,100	17,500	
8	5,200	5,700	11,100	17,500	
9	5,400	6,000	11,500	17,900	
10	5,400	6,000	11,500	17,900	
11	5,400	6,000	11,500	17,900	
12	5,400	6,000	11,500	17,900	
13	5,600	6,300	12,400	18,300	
14	5,600	6,300	12,400	18,300	
15	5,600	6,300	12,400	18,300	
16	5,600	6,300	12,400	18,300	
17	5,900	6,600	12,800	18,700	
18	5,900	6,600	12,800	18,700	
19	5,900	6,600	12,800	18,700	
20	5,900	6,600	12,800	18,700	
21	6,200	7,000	13,200	19,000	
22	6,200	7,000	13,200	19,000	
23	6,200	7,000	13,200	19,000	
24	6,200	7,000	13,200	19,000	
25	6,500	7,300	13,600	19,400	
26	6,500	7,300	13,600	19,400	
27	6,500	7,300	13,600	19,400	
28	6,500	7,300	13,600	19,400	
29	6,800	7,600	14,000	19,600	
30	6,800	7,600	14,000	19,600	
31	6,800	7,600	14,000	19,600	
32	6,800	7,600	14,000	19,600	
33	7,100	7,900	14,400	19,900	
34	7,100	7,900	14,400	19,900	
35	7,100	7,900	14,400	19,900	
36	7,100	7,900	14,400	19,900	
37	7,400	8,300	14,800	20,200	
38	7,400	8,300	14,800	20,200	
39	7,400	8,300	14,800	20,200	
40	7,400	8,300	14,800	20,200	
41	7,700	8,900	15,100		
42	7,700	8,900	15,100		
43	7,700	8,900	15,100		
44	7,700	8,900	15,100		
45	8,000	9,300	15,500		
46	8,000	9,300	15,500		
47	8,000	9,300	15,500		
48	8,000	9,300	15,500		
49	8,300	9,700	15,900		
50	8,300	9,700	15,900		
51	8,300	9,700	15,900		
52	8,300	9,700	15,900		
53	8,600	10,500	16,300		
54	8,600	10,500	16,300		
55	8,600	10,500	16,300		

再  
任  
用

職員	56	8,600	10,500	16,300
	57	8,800	10,900	16,700
	58	8,800	10,900	16,700
員	59	8,800	10,900	16,700
	60	8,800	10,900	16,700
以外	61	9,100	11,300	17,100
	62	9,100	11,300	17,100
	63	9,100	11,300	17,100
の	64	9,100	11,300	17,100
	65	9,400	12,100	17,400
職	66	9,400	12,100	17,400
	67	9,400	12,100	17,400
員	68	9,400	12,100	17,400
	69	9,700	12,500	17,700
	70	9,700	12,500	17,700
	71	9,700	12,500	17,700
	72	9,700	12,500	17,700
	73	9,900	12,900	18,000
	74	9,900	12,900	18,000
	75	9,900	12,900	18,000
	76	9,900	12,900	18,000
	77	10,200	13,300	18,300
	78	10,200	13,300	18,300
	79	10,200	13,300	18,300
	80	10,200	13,300	18,300
	81	10,400	13,700	18,500
	82	10,400	13,700	18,500
	83	10,400	13,700	18,500
	84	10,400	13,700	18,500
	85	10,600	14,000	18,700
	86	10,600	14,000	18,700
	87	10,600	14,000	18,700
	88	10,600	14,000	18,700
	89	10,800	14,400	18,900
	90	10,800	14,400	18,900
	91	10,800	14,400	18,900
	92	10,800	14,400	18,900
	93	11,000	14,700	19,100
	94	11,000	14,700	
	95	11,000	14,700	
	96	11,000	14,700	
	97	11,200	15,000	
	98	11,200	15,000	
	99	11,200	15,000	
	100	11,200	15,000	
	101	11,400	15,400	
	102	11,400	15,400	
	103	11,400	15,400	
	104	11,400	15,400	
	105	11,500	15,700	
	106	11,500	15,700	
	107	11,500	15,700	
	108	11,500	15,700	
	109	11,600	16,000	
	110	11,600	16,000	
	111	11,600	16,000	
	112	11,600	16,000	
	113	11,700	16,300	
	114	11,700	16,300	
	115	11,700	16,300	
	116	11,700	16,300	
	117	11,900	16,500	
	118	11,900	16,500	
	119	11,900	16,500	
	120	11,900	16,500	

	121	12,000	16,800		
	122	12,000	16,800		
	123	12,000	16,800		
	124	12,000	16,800		
	125	12,100	17,000		
	126		17,000		
	127		17,000		
	128		17,000		
	129		17,200		
	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		
	141		17,600		
	142		17,600		
	143		17,600		
	144		17,600		
	145		17,600		
	146		17,600		
	147		17,600		
	148		17,600		
	149		17,600		
再任職員		8,000	9,700	12,800	16,300



別表第 2 (第 2 条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200
	38	7,400	9,700	16,300	20,200
	39	7,400	9,700	16,300	20,200
	40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41	7,700	10,500	16,700	
	42	7,700	10,500	16,700	
	43	7,700	10,500	16,700	
	44	7,700	10,500	16,700	
再	45	8,000	10,900	17,100	
任	46	8,000	10,900	17,100	
	47	8,000	10,900	17,100	
	48	8,000	10,900	17,100	
用	49	8,300	11,300	17,400	
	50	8,300	11,300	17,400	
	51	8,300	11,300	17,400	
	52	8,300	11,300	17,400	
	53	8,600	12,100	17,700	

職 員 以 外 の 職 員	54	8,600	12,100	17,700
	55	8,600	12,100	17,700
	56	8,600	12,100	17,700
	57	8,800	12,500	18,000
	58	8,800	12,500	18,000
	59	8,800	12,500	18,000
	60	8,800	12,500	18,000
	61	9,100	12,900	18,300
	62	9,100	12,900	18,300
	63	9,100	12,900	18,300
	64	9,100	12,900	18,300
	65	9,400	13,300	18,500
	66	9,400	13,300	18,500
	67	9,400	13,300	18,500
	68	9,400	13,300	18,500
	69	9,700	13,700	18,700
	70	9,700	13,700	18,700
	71	9,700	13,700	18,700
	72	9,700	13,700	18,700
	73	9,900	14,000	18,900
	74	9,900	14,000	18,900
	75	9,900	14,000	18,900
	76	9,900	14,000	18,900
	77	10,200	14,400	19,100
	78	10,200	14,400	
	79	10,200	14,400	
	80	10,200	14,400	
	81	10,400	14,700	
	82	10,400	14,700	
	83	10,400	14,700	
	84	10,400	14,700	
	85	10,600	15,000	
	86	10,600	15,000	
	87	10,600	15,000	
	88	10,600	15,000	
	89	10,800	15,400	
	90	10,800	15,400	
	91	10,800	15,400	
	92	10,800	15,400	
	93	11,000	15,700	
	94	11,000	15,700	
	95	11,000	15,700	
	96	11,000	15,700	
	97	11,200	16,000	
	98	11,200	16,000	
	99	11,200	16,000	
	100	11,200	16,000	
	101	11,400	16,300	
	102	11,400	16,300	
	103	11,400	16,300	
	104	11,400	16,300	
	105	11,500	16,500	
	106	11,500	16,500	
	107	11,500	16,500	
	108	11,500	16,500	
	109	11,600	16,800	
	110	11,600	16,800	
	111	11,600	16,800	
	112	11,600	16,800	
	113	11,700	17,000	
	114	11,700	17,000	
	115	11,700	17,000	
	116	11,700	17,000	
	117	11,900	17,200	
	118	11,900	17,200	

	119	11,900	17,200		
	120	11,900	17,200		
	121	12,000	17,400		
	122	12,000	17,400		
	123	12,000	17,400		
	124	12,000	17,400		
	125	12,100	17,600		
	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,600		
	130	12,300	17,600		
	131	12,300	17,600		
	132	12,300	17,600		
	133	12,400	17,600		
	134	12,400	17,600		
	135	12,400	17,600		
	136	12,400	17,600		
	137	12,500	17,600		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任 用職 員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第19号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,790円」を「2,780円」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚  
市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2,790円」を「2,780円」に改める。

別表第1田辺市の項中 「福井小学校  
甲斐ノ川小学校」 を「咲楽小学校」

に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。